

いわて社会貢献・復興活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第59号

いわて社会貢献・復興活動支援基金条例の一部を改正する条例

いわて社会貢献・復興活動支援基金条例（平成26年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この条例は、<u>平成36年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。